

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 人権・男女共同参画課

不利益処分の内容	集会所利用承認の取消し等	
根拠法令等及び条項	栃木市集会所条例第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市集会所条例第7条
	参考事項	栃木市集会所条例第6条
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 条件</p> <p>利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるとき。</p> <p>(1) 栃木市集会所条例又は栃木市集会所条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の承認の条件に従わないとき。</p> <p>2 処分内容</p> <p>教育委員会は、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。また、この処分によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	
	<p>栃木市集会所条例抜粋</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、集会所の利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集会所設置の目的に反するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、第5条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の承認の条件に従わないとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	